

## 東北圏広域地方計画協議会 規約

## (名称)

第1条 本協議会は、東北圏広域地方計画協議会（以下「協議会」という。）と称する。

## (広域地方計画区域)

第2条 東北圏広域地方計画区域（以下「計画区域」という。）は、国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号。以下「法」という。）第九条第一項第四号及び国土形成計画法施行令（平成十八年政令第二百三十号。以下「政令」という。）第一条第四項第一号に定める青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の区域を一体とした区域とする。

## (目的)

第3条 協議会は、法第十条第一項の規定に基づき、東北圏広域地方計画及びその実施に関し必要な事項について協議する。

## (組織)

第4条 協議会は、法第十条第一項の規定に基づき、政令第二条に定める国の地方行政機関で計画区域の全部又は一部を管轄するもの並びに計画区域内の県及び指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）により組織する。

- 2 協議会は、法第十条第二項の規定に基づき、必要があると認めるときは、協議により、計画区域内の市町村（指定都市を除く。）、計画区域に隣接する地方公共団体その他東北圏広域地方計画の実施に密接な関係を有する者を加えることができる。
- 3 協議会は、法第十条第三項の規定に基づき、第一項の規定による国の地方行政機関、県及び指定都市の長又はその指名する職員、前項の規定により加わった地方公共団体の長又はその指名する職員並びに前項の規定により加わった者（地方公共団体を除く。）の代表者又はその指名する者をもって構成する。

## (会長)

第5条 協議会に会長を置き、構成員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、構成員のうちから会長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。
- 4 会長の任期は原則二年とし、再任を妨げない。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を協議会に出席させ、意見を求めることができる。

## (協議会の招集等)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 構成員は、必要があると認めるときは、会長に対して協議会の招集を求めることができる。
- 3 協議会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。なお、同一の国の関係地方行政機関が2以上存する場合は、構成員の出席者数としては同一の国の関係地方行政機関で1名として扱う。
- 4 会長は、協議会を開催する余裕のない場合等においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって協議会の協議が調ったものとするができる。

(協議会の公開)

第7条 協議会については、公開とする。

- 2 協議会に提出された資料及び議事概要については、公開とする。
- 3 協議会が公開することが適切でないとする会議並びに資料及び議事概要については非公開とする。
- 4 公開とする資料及び議事概要については、協議会終了後公開する。

(学識経験を有する者からの意見聴取)

第8条 協議会は、法第十条第五項の規定に基づき協議を行う場合においては、学識経験を有する者の意見を聴くものとする。

(協議結果の尊重)

第9条 協議会において協議が調った事項については、法第十条第六項の規定に基づき、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(北関東・磐越地域分科会)

第10条 首都圏広域地方計画協議会に置かれている北関東・磐越地域分科会で協議が調った事項については、本協議会の協議を経て、東北圏広域地方計画に反映するものとする。

(事務局)

第11条 協議会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の運営に関する事務は、国土交通省東北地方整備局東北圏広域地方計画推進室において行う。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

第1条 この規約は、平成20年 8月11日から施行する。

## 東北圏広域地方計画協議会構成員一覧

### 【国の地方行政機関】

警察庁東北管区警察局長	国土交通省東北地方整備局長
警察庁関東管区警察局長	国土交通省北陸地方整備局長
総務省東北総合通信局長	国土交通省関東地方整備局長
総務省信越総合通信局長	国土交通省東北運輸局長
財務省東北財務局長	国土交通省北陸信越運輸局長
財務省関東財務局長	国土交通省東京航空局長
厚生労働省東北厚生局長	海上保安庁第二管区海上保安本部長
厚生労働省関東信越厚生局長	海上保安庁第九管区海上保安本部長
農林水産省東北農政局長	環境省東北地方環境事務所長
農林水産省北陸農政局長	環境省関東地方環境事務所長
林野庁東北森林管理局長	環境省中部地方環境事務所長
林野庁関東森林管理局長	
経済産業省東北経済産業局長	
経済産業省関東経済産業局長	

### 【道県】

北海道知事  
青森県知事  
岩手県知事  
宮城県知事  
秋田県知事  
山形県知事  
福島県知事  
新潟県知事  
富山県知事

### 【指定都市】

仙台市長  
新潟市長

### 【市町村団体】

青森県青森市長  
新潟県長岡市長  
宮城県丸森町長  
新潟県聖籠町長

### 【経済団体】

社団法人東北経済連合会会長  
東北六県商工会議所連合会会長  
社団法人新潟県商工会議所連合会会頭

## 東北圏広域地方計画協議会運営要領

### (通 則)

第1条 東北圏広域地方計画協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項は、東北圏広域地方計画協議会規約（以下「規約」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

### (設 置)

第2条 協議会における協議が円滑に実施されることを目的として、協議会の下に東北圏広域地方計画検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

### (検討会議)

第3条 検討会議は、協議会の各構成機関の担当部長又はこれと同等の者によって構成する。

2 検討会議は、次の事項について協議する。

- (1) 検討会議の組織・運営に関すること
- (2) 東北圏広域地方計画の策定に関し必要な事項
- (3) 東北圏広域地方計画の実施に関し必要な事項
- (4) その他必要と認められる事項

### (幹事会)

第4条 検討会議は、その円滑な運営を図るため、「幹事会」を設ける。

2 幹事会は、検討会議の構成機関の担当課長又はこれと同等の者によって構成する。

3 幹事会は、第3条第2項に規定する事項の検討を行う。

4 幹事会の運営等について、必要がある場合には、幹事会で定める。

### (議 事)

第5条 検討会議及び幹事会は、事務局が招集する。

2 議事の進行は、事務局が行う。

3 議事は非公開とする。

### (事務局)

第6条 国土交通省東北地方整備局東北圏広域地方計画推進室に事務局を置く。

### (雑 則)

第7条 本要領の改正及び本要領によりがたい事項については、幹事会で決める。

附 則 この要領は、規約の施行の日から施行する。